

<医療保険受給権者>

- (1) 介護保険受給者以外(介護保険受給権者アイコン参照)
- (2) 介護保険対象者であっても、以下の厚労省の定める特定疾病者
 - ・末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン舞踏病・進行性筋ジストロフィー・パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)
 - ・多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮及びシャイ・ドレーガー症候群)
 - ・プリオン病・亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経・後天性免疫不全症候群・頸椎損傷及び人工呼吸を使用している状態
- (3) 急性憎悪等により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示の日から14日以内